

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 4 4.2	箇条 4 一般要求事項 4.2 温度ヒューズは、十分な電氣的及び機械的強度をもち、温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で用いる場合、取付け及び使用中に発生する全ての取付条件に耐えられるように構成されていなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 9 9.1 9.1.3 9.1.4 9.1.5 箇条 11	箇条 9 構造要求事項 9.1 一般事項 9.1.3 温度ヒューズがさらされる温度領域で十分な寸法安定性があると考えられるセラミックスなどの材料以外の非金属素材を使用した場合には、その素材を通して、接触圧が通電部分に伝わらないような方法で通電部分を組み立てなければならない。 9.1.4 端子を含む絶縁していない通電部を支持面に固定する場合、この通電部が回転して、又は外れて、規定する沿面距離及び空間距離を下回るほど間隔が小さくなる危険性があるときは、摩擦抵抗による固定は認めない。 9.1.5 封止剤を用いた温度ヒューズを装置又は部品で用いるためにリードを折り曲げ、フォーミングする場合には、封止剤から 3mm 未満の位置でリードを曲げてはならない。 箇条 11 温度試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ—要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				11.1	11.1 一般事項	
				11.1.1	11.1.1 温度ヒューズの温度特性は、製造業者が指定した数値及び許容差、並びにこの箇条の要求事項に適合しなければならない。	
				11.3	11.3 定格動作温度 (T_f)	
				11.3.4	11.3.4 定格動作温度 T_f が 250℃未満の温度ヒューズの場合、個々の動作温度は、製造業者が指定する最低許容動作温度、又は指定されていない場合は、 T_f から 10℃減じた温度を下回るものであってはならない。	
				11.3.5	11.3.5 定格動作温度 T_f が 250℃以上の温度ヒューズの場合、動作温度は、製造業者が指定する最低許容動作温度、又は指定されていない場合には、 T_f から 20℃減じた温度を下回るものであってはならない。	
				11.3.6	11.3.6 定格動作温度 T_f が 250℃未満の温度ヒューズ及び T_f が 250℃以上の温度ヒューズの場合、動作温度は、定格動作温度 T_f を上回ってはならない。	
				附属書 JA	附属書 JA 製造業者が動作温度の中心値を定格動作温度 T_f として指定する場合	
				11.3.4	11.3.4 定格動作温度 T_f が 250℃未満の温度ヒューズの場合、動作温度は、 T_f から 7℃減じた温度を下回るものであってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 2 項 続き				11.3.5 11.3.6	11.3.5 定格動作温度 T_f が 250℃以上の温度ヒューズの場合、動作温度は、 T_f から 10℃減じた温度を下回るものであってはならない。 11.3.6 定格動作温度 T_f が 250℃未満の温度ヒューズの場合、動作温度は、定格動作温度 T_f に 7℃を加えた温度を上回ってはならない。また、定格動作温度 T_f が 250℃以上の温度ヒューズの場合、動作温度は、定格動作温度 T_f に 10℃を加えた温度を上回ってはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 10.3 10.3.2 10.3.2.9	箇条 10 電気的要求事項 10.3 遮断電流 10.3.2 具体的条件 10.3.2.9 温度ヒューズは、定格動作温度 T_f 以下の温度で試験回路を遮断しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.1 箇条 8	箇条 7 表示 7.1 各温度ヒューズには、次の事項を表示しなければならない。 a)タイプ名、カタログ番号又は参照番号 b)製造業者名又は商標 c)定格動作温度 T_f 及び摂氏温度、等 箇条 8 添付説明書 製造業者は、箇条 7 で規定する表示内容に加えて、技術文	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き					書、カタログ、取扱説明書などに、次の内容を記載しなければならない。 a)規定に基づく分類 b)各分類には、次の内容 1)温度特性：定格動作温度 T_f 、保持温度 T_h 及び最高温度限度 T_m 、等 2)定格電圧 U_r c)樹脂への埋め込み、又は含浸液若しくは洗浄溶剤の使用についての適合性 d)温度ヒューズの機器への取付方法に関する説明、等	
				箇条 9	箇条 9 構造要求事項	
				9.1	9.1 一般事項	
				9.1.6	9.1.6 0.21mm ² 未満のリードをもつ温度ヒューズには、温度ヒューズの温度応答を考慮した、機器への温度ヒューズの取付方法を使用者に指示する取扱説明書を添付しなければならない。	
				附属書 JA	附属書 JA 製造業者が動作温度の中心値を定格動作温度 T_f として指定する場合	
				箇条 7	箇条 7 表示	
				7.1	7.1 製造業者が動作温度の中心値を定格動作温度 T_f として指定する場合、それが識別できるように、温度ヒューズ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 三 条 第 2 項 続き				7.4	には、T_fの数値の後に、“±”を追加して表示しなければならない。 7.4 包装容器への定格動作温度 T_fの表示は、動作温度の許容差を追加して表示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 9 9.1 9.1.1 箇条 10 10.4 10.4.1 箇条 11 11.1 11.1.2 11.5	箇条 9 構造要求事項 9.1 一般事項 9.1.1 温度ヒューズは、関連する最終機器の取扱い中、使用中及び故障時に生じる可能性のあるストレスに耐えられるように、十分な機械的強度及び安定性をもっていなければならない。 箇条 10 電気的要求事項 10.4 過渡過負荷電流 10.4.1 温度ヒューズは、通常使用で正常とみなされる反復電流サージに耐えなければならない。 箇条 11 温度試験 11.1 一般事項 11.1.2 定格動作温度 T_f は、熱的エージングによる影響を受けてはならない。 11.5 エージング 高温におけるエージングが有害な影響を与えるかどうかを立証するため、温度ヒューズは、規定のエージング試験	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 四 条 続き				箇条 12	に適合しなければならない。	
				12.1	箇条 12 耐さび性 12.1 鉄製部分及び鋼製部分は、エナメル、アルミニウム亜鉛めっき、めっき又はその他同等の手段によって腐食から保護しなければならない。	
				12.3	12.3 鉄製部分が一つ又はそれ以上ある温度ヒューズは、それら部分のさびによる悪影響を受けてはならない。	
				12.4	12.4 規定の温度試験及び温度湿度サイクル処理後、鉄製部分には、この規格が意図する温度ヒューズの性能を劣化させるようなさびの兆候があつてはならない。	
				附属書 C	附属書 C 伝導熱エージング試験	
				C.4	C.4 結果 試験の結果、各温度ヒューズは意図したとおりに動作し、電氣的に遮断しなければならない。	
				附属書 E	附属書 E シールエージング試験	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 9	箇条 9 構造要求事項	
				9.1	9.1 一般事項	
				9.1.3	9.1.3 通電部分の材料は、特定の用途に適した材料でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五 条 続き		ているものとする。		9.6 9.6.1 9.8 9.8.1 附属書 A A.1 A.3 A.6	9.6 耐トラッキング性 9.6.1 通電部、接点及び端子を保持するために用いる絶縁材料が、通常使用中に湿気又はほこりにさらされる場合、その絶縁材料は、耐トラッキング性をもっていなければならない。 9.8 温度湿度サイクル処理 9.8.1 温度ヒューズは、その使用を意図した周囲条件に含まれる湿度によって悪影響を受けてはならない。 附属書 A 使用ガイドライン A.1 温度ヒューズの製造業者の取付指示は、特に温度ヒューズにコーティングを施す場合又は温度ヒューズを含浸巻線内に用いる場合は、遵守しなければならない。 A.3 温度ヒューズは、機器内の故障状態で発生する熱オーバシュートにおいて、その取付位置での電氣的及び熱的絶縁が劣化しないものを選択しなければならない。 A.6 電氣的接続は、機器内でさらされる温度範囲において、設計したとおり安定して機能しなければならない。	
第六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 9 9.1 9.1.2	箇条 9 構造要求事項 9.1 一般事項 9.1.2 タブ端子に用いる材料の最高許容温度は、規定する値を超えてはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 六 条 続き				9.1.3	9.1.3 通電部分については、規定した材料に対する最高温度限度を考慮しなければならない。	
				9.4	9.4 取付ブラケット又は金属部分 温度ヒューズの通電素子と導電性のある外郭金属部との間の絶縁は、規定された周囲温度及び湿度の条件において適切なものでなければならない。	
				9.6	9.6 耐トラッキング性	
				9.6.1	9.6.1 通電部、接点及び端子を保持するために用いる絶縁材料が、通常使用中に湿気又はほこりにさらされる場合、その絶縁材料は、耐トラッキング性をもっていなければならない。	
				9.6.2	9.6.2 セラミックス以外の材料の保証トラッキング指数 PTI は、175 以上でなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、機器内部で使用され、通電中に触れることは想定されていないため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、機器内部で使用され、通電中に触れることは想定されていないため、非該当が妥当と考える。
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条9 9.7 9.7.1 箇条10 10.1 10.2	箇条9 構造要求事項 9.7 沿面距離及び空間距離 9.7.1 通電部間（端子を兼ねた接触部）及び通電部と通電部から絶縁された温度ヒューズの外郭金属部との間の沿面距離及び空間距離は、規定する値以上でなければならない。 箇条10 電氣的要求事項 10.1 耐電圧 温度ヒューズの耐電圧は、その動作前後及び規定する温度湿度サイクル処理後においても十分なものでなければならない。 10.2 絶縁抵抗 温度ヒューズの絶縁抵抗は、その動作前後及び規定する温度湿度サイクル処理後においても十分なものでなければ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 八 条 続き				箇条 11 11.4 附属書 A A.2 附属書 C C.4	ならない 箇条 11 温度試験 11.4 最高温度限度 (T_m) サンプルを 10 分間最高温度限度で試験したとき、フラッシュオーバー及び絶縁破壊が生じてはならない。 附属書 A 使用ガイドライン A.2 温度ヒューズは、関連機器規格に規定された通常及び故障状態において、絶縁抵抗、耐電圧、沿面距離及び空間距離の電気的要求事項に適合するものを選択しなければならない。 附属書 C 伝導熱エージング試験 C.4 結果 伝導熱エージング試験の結果、各温度ヒューズは意図したとおりに動作し、電氣的に遮断しなければならず、規定する耐電圧試験の結果、絶縁破壊が生じてはならない。	
第 九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.3 箇条 10 10.3	箇条 4 一般要求事項 4.3 温度ヒューズが動作した場合、アーク及び炎が持続してはならない。また、火災を引き起こす物質の放出があつてはならない。 箇条 10 電気的要求事項 10.3 遮断電流	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 九 条 続き				10.3.2.12	10.3.2.12 遮断電流試験において、露出した熱素子は、隣接する金属部分にアークを生じてはならず、周囲に害を及ぼす可能性のある物質を放出してはならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 10 10.3 10.3.2 10.3.2.12 附属書 A A.4	箇条 10 電気的要求事項 10.3 遮断電流 10.3.2 具体的条件 10.3.2.12 遮断電流試験において、温度ヒューズから、危険な物質を放出してはならない。露出した熱素子は、周囲に害を及ぼす可能性のある物質を放出してはならない。 附属書 A 使用ガイドライン A.4 溶融片又は溶融線の形になっている温度ヒューズには、それらのたるみ又は溶融金属の飛まつ（沫）が、有害な影響を起こさないように防護枠を準備しなければならない。	
第 十 一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.2	箇条 4 一般要求事項 4.2 温度ヒューズは、十分な電氣的及び機械的強度をもち、温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で用いる場合、取付け及び使用中に発生する全ての取付条件に耐えられるように構成されていなければならない。	
第 十 一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によっ	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 9 9.1	箇条 9 構造要求事項 9.1 一般事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 一 条第2項 続き		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。		9.1.3 9.2 9.2.1 箇条 10 10.3 10.3.2.12	9.1.3 通電部分は、必要な機械的強度をもたなければならない。 9.2 リード固定試験 9.2.1 一般事項 温度ヒューズのワイヤリードに印加した力が一つ又は複数の部分の破損を引き起こし、その結果、直接的又は間接的に、動作メカニズムにストレスがかかるようになる場合及び引張試験の結果、沿面距離若しくは空間距離を減ずるような部分変位が生じてはならない。 箇条 10 電気的要求事項 10.3 遮断電流 10.3.2.12 遮断電流試験において、温度ヒューズのリードに損傷を与えるものであってはならない。熱素子をカバーしている外郭は、元の状態のままでなければならない。	
第 十 二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	附属書 10 10.3 10.3.2.12 附属書 A A.4	箇条 10 電気的要求事項 10.3 遮断電流 10.3.2.12 遮断電流試験において、露出した熱素子は、周囲に害を及ぼす可能性のある物質を放出してはならない。 附属書 A 使用ガイドライン A.4 溶融片又は溶融線の形になっている温度ヒューズには、それらのたるみ又は溶融金属の飛まつ（沫）が、有害	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き					な影響を起こさないように防護枠を準備しなければならない。	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.2	箇条 4 一般要求事項 4.2 温度ヒューズは、温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で用いる場合、取付け及び使用中に発生する全ての取付条件に耐えられるように構成されていなければならない。	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 4 4.3 箇条 11 11.4 11.4.5	箇条 4 一般要求事項 4.3 温度ヒューズは、動作後には再導通してはならない。 箇条 11 温度試験 11.4 最高温度限度 (T_m) 11.4.5 温度ヒューズは、最高温度限度 (T_m : 動作した温度ヒューズが再び導通状態となることのない、製造業者によって指定された温度ヒューズの温度) で、再び閉路してはならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとと	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	部品であるため、非該当が妥当と考える。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 十 六 条続き		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。				
第 十 七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、電磁的妨害による誤動作はないため、非該当が妥当と考える。
第 十 八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	一般的に、雑音は発生しないため、非該当が妥当と考える。
第 十 九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	☒ 該当 ☐ 非該当	箇条 7 7.3 7.4	箇条 7 表示 7.3 表示は、耐久性があつて、判読しやすいものでなければならない。 7.4 規定の表示内容は、この規格番号と一緒に、包装容器（こん包）にも表示しなければならない。	
第 二 十 条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 十 条第1号 続き		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第 二 十 条第2号	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズ要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に至るおそれがある旨。				
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	☐ 該当 ☒ 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 6691：2019

規格名：温度ヒューズー要求事項及び適用の指針

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十 条第4号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。				